

第5章 災害薬事関連通知・事務連絡

カテゴリ	通 知 ・ 事 務 連 絡 の 名 称 等	
医療保険及び診療（調剤）報酬等	① 令和6年能登半島地震にかかる災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について（令和6年1月1日事務連絡）	
	大規模災害時に発出された①と同意の事務連絡	
	東日本大震災（平成23年3月）	東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について（平成23年3月11日事務連絡）
	平成28年熊本地震（平成28年4月）	平成28年熊本県熊本市地方の地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について（平成28年4月15日事務連絡）
	大阪府北部地震（平成30年6月）	平成30年大阪府北部を震源とする地震による被災者に係る被保険者証等の提示について（平成30年6月18日事務連絡）
	平成30年7月豪雨	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示について（平成30年7月6日事務連絡）
	北海道胆振東部地震（平成30年9月）	平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について（平成30年9月6日事務連絡）
	② 令和6年能登半島地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて（令和6年1月2日事務連絡）	
	大規模災害時に発出された②と同意の事務連絡	
	東日本大震災（平成23年3月）	平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて（平成23年3月15日事務連絡）
平成28年熊本地震（平成28年4月）	平成28年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて（平成28年4月18日事務連絡）	
平成30年7月豪雨	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による被災保険診療関係等及び報酬の取扱いについて（平成30年7月9日事務連絡）	
北海道胆振東部地震（平成30年9月）	平成30年北海道胆振東部地震による被災に伴う保険診療関係等及び報酬の取扱いについて（平成30年9月14日事務連絡）	
費用	③ 令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて（令和6年1月11日事務連絡）	
	大規模災害時に発出された③と同意の事務連絡	
	東日本大震災（平成23年3月）	東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（平成23年3月15日事務連絡）
	平成28年熊本地震（平成28年4月）	平成28年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（平成28年4月21日事務連絡）
	平成30年7月豪雨	平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（平成30年7月12日事務連絡）
	④ 平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う医薬品の長期処方の自粛及び分割調剤の考慮について（平成23年3月17日事務連絡）※1	
	⑤ 令和6年能登半島地震における医師等の保健医療従事者の派遣及び薬局における調剤に係る費用の取扱いについて（令和6年1月11日事務連絡）	

カテゴリー		通 知 ・ 事 務 連 絡 の 名 称 等	
法の取扱い及び医薬品等の取扱い・融通 薬事関連法の取扱い等	⑥ 令和6年能登半島地震による災害に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて(令和6年1月2日事務連絡)		
	[処方箋医薬品の取扱い]		
	大規模災害時に発出された⑥と同意の事務連絡		
	東日本大震災 (平成23年3月)	平成23年東北地方太平洋沖地震における処方せん医薬品の取扱いについて(医療機関及び薬局への周知依頼)平成23年3月12日事務連絡)	
	平成28年熊本地震 (平成28年4月)	平成28年熊本地震における処方箋医薬品の取扱いについて(平成28年4月19日事務連絡)	
	[医薬品等の融通]		
	大規模災害時に発出された⑥と同意の事務連絡		
	東日本大震災 (平成23年3月)	東北地方太平洋沖地震における病院又は診療所の間での医薬品及び医療機器の融通について(平成23年3月18日事務連絡)	
		東北地方太平洋沖地震における地方公共団体間又は薬局間の医薬品等の融通について(平成23年3月30日事務連絡)	
	平成28年熊本地震 (平成28年4月)	平成28年熊本地震における病院、診療所、薬局又は地方公共団体間での医薬品等の融通について(平成28年4月20日事務連絡)	
[医薬品医療機器等法等の取扱い]			
大規模災害時に発出された⑥と同意の事務連絡			
平成30年7月豪雨	平成30年7月豪雨に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて(平成30年7月19日事務連絡)		
北海道胆振東部地震(平成30年9月)	北海道胆振東部地震に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて(平成30年9月14日事務連絡)		
[麻薬及び向精神薬取締法]			
大規模災害時に発出された⑥と同意の事務連絡			
東日本大震災 (平成23年3月)	平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品(医療用麻薬及び向精神薬)の取扱いについて(医療機関及び薬局への周知依頼)平成23年3月14日事務連絡)		
	平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品(医療用麻薬及び向精神薬)の取扱いについて(その2)(医療機関及び薬局への周知依頼)(平成23年3月15日事務連絡)		
	平成28年熊本地震 (平成28年4月)	平成28年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬及び向精神薬の取扱いについて(平成28年4月20日事務連絡)	
⑦ 平成23年東北地方太平洋沖地震の被災に伴う薬事法等の取扱いについて(平成23年3月24日薬食総発0324第1号・薬食機発0324第1号)※2			
文書保存	⑧ 令和6年能登半島地震に伴う診療録等の文書の保存に係る取扱いについて(令和6年1月18日事務連絡)		
	大規模災害時に発出された⑧と同意の事務連絡		
	平成30年7月豪雨	平成30年7月豪雨に伴う診療録等の文書の保存に係る取扱いについて(平成30年7月13日事務連絡)	
⑨ 文書保存に係る取扱いについて(医療分野)(平成23年3月31日事務連絡)※3			

カテゴリ		通 知 ・ 事 務 連 絡 の 名 称 等	
薬事 関連法 の取扱い等	疑義 照会 ※4	⑩ 卸売販売業者が医療救護所等へ医薬品を販売することの可否について（疑義照会）（平成24年12月17日24福保健薬第2895号）	
		⑪ 卸売販売業者が医療救護所等へ医薬品を販売することの可否について（回答）（平成24年12月20日薬食発第1220第2号）	
	麻薬及び 向精神薬 取締法	⑫ 令和6年能登半島地震における医療用麻薬の移動の取扱いについて（医療機関及び薬局への周知依頼）（令和6年1月4日事務連絡）	
		大規模災害時に発出された⑫と同意の事務連絡	
東日本大震災 （平成23年3月）		平成23年東北地方太平洋沖地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて（卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼）（平成23年3月15日事務連絡）	
	平成28年熊本地震 （平成28年4月）	平成28年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて（卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼）（平成28年4月19日事務連絡）	
		⑬ 「平成28年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて（卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼）」に係る取扱いの廃止について（平成28年9月1日事務連絡）※5	
オンライン 資格 確認等		⑭ オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について（令和6年1月1日事務連絡）	
		⑮ 令和6年能登半島地震による災害の被災者に関する既往歴等の提供について（令和6年1月19日事務連絡）	
	医薬品等 確保	⑯ 災害時に必要な医薬品等の確保について（周知）	

※1 以後、④と同意の事務連絡は発出されていない。

※2 これまで、⑦と同意の事務連絡又は通知は発出されていない。

※3 これまで、⑨と同意の事務連絡は発出されていない。

※4 都の疑義照会(⑩)及び国の回答(⑪)

※5 これまで、⑬と同意の事務連絡は発出されていない。

①令和6年能登半島地震にかかる災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について

令和6年1月1日 事務連絡

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

令和6年能登半島地震にかかる災害の被災に伴い、被保険者が被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名)を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

また、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、別途事務連絡が発出されるものであること。

なお、当該避難者等に係る診療報酬等の請求については、平成 25 年1月 24 日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」(別添)に準じて取り扱われたい。

【別添：略】

②令和6年能登半島地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて

令和6年1月2日 事務連絡

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

厚生労働省老健局老人保健課

令和6年能登半島地震による被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについては、当面、下記のとおり取り扱うこととしたのでご了解いただくとともに、関係団体への周知を図るようお願いしたい。

記

1. 保険医療機関等の建物が全半壊した場合の取扱い

保険医療機関である医療機関又は保険薬局である薬局の建物が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等(以下「仮設医療機関等」という。)において診療又は調剤等を行う場合、当該仮設医療機関等と全半壊等した保険医療機関等との間に、場所的近接性及び診療体制等から保険医療機関等としての継続性が認められる場合については、当該診療等を保険診療又は保険調剤として取り扱って差し支えないこと。

2. 保険調剤の取扱い

(1) 被災地の保険薬局において、次に掲げる処方箋(通常の処方箋様式によらない、医師の指示を記した文書等を含む)を受け付けた場合においては、それぞれに掲げる事項を確認した上で、保険調剤として取り扱って差し支えないこと。

① 保険者番号、被保険者証・被保険者手帳の記号・番号の記載がない場合

被災により、被保険者証を保険医療機関に提示できなかった場合であること。この場合、保険薬局において、加入の保険及び被用者保険の被保険者等にあつては事業所名、国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所を確認するとともに、調剤録に記載しておくこと。

② 保険医療機関の記載がない場合

処方箋の交付を受けた場所を患者に確認すること。

なお、処方箋の交付を受けた場所が、救護所、避難所救護センターその他保険医療機関以外の場所であることが明らかな場合は、保険調剤として取り扱えないものであること。((3)参照)

(2) 患者が処方箋を持参せずに調剤を求めてきた場合については、事後的に処方箋が発行されることを条件として、以下の要件のいずれにも該当する場合には、保険調剤として取り扱って差し支えない。

ア 交通の遮断、近隣の医療機関の診療状況等客観的にやむをえない理由により、医師の診療を受けることができないものと認められること。

イ 主治医(主治医と連絡が取れない場合には他の医師)との電話やメモ等により医師からの処方内容が確認できること。

また、医療機関との連絡が取れないときには、服薬中の薬剤を滅失等した被災者であつて、処方内容が安定した慢性疾患に係るものであることが、薬歴、お薬手帳、包装等により明らかな場合には、認めることとするが、事後的に医師に処方内容を確認するものとする。

(3) 災害救助法に基づく医療の一環として、救護所、避難所救護センター等で処方箋の交付を受けたと認められる場合には、当該調剤に係る報酬は救護所の設置主体である区市町に請求するものであること。

ただし、災害救助法が適用されている期間内において処方箋が交付され、調剤されたものであること。

3. 定数超過入院について

4. 施設基準の取扱いについて

5. 診療報酬の請求等の取扱いについて【略】

6. 訪問看護の取扱いについて

7. 診療報酬の取扱いについて

別添のとおりとする。

(別添)

I. 被災地(災害救助法の適用対象市町村をいう。以下同じ。)

問1 日本赤十字社の救護班、DMAT(災害派遣医療チーム)やJMAT(日本医師会による災害医療チーム)などボランティアにより避難所や救護所等で行われている診療について、保険診療として取り扱うことは可能か。また、それら診療について一部負担金を患者から徴取することは可能か。

(答)都道府県知事の要請に基づき、日本赤十字社の救護班やDMAT、JMATなど、ボランティアが避難所等で行った医療に係る経費については、

① 薬剤、治療材料等の実費

② 救助のための輸送費や日当・旅費等の実費

などを災害救助法の補助対象としており、これを保険診療として取り扱うことはできない。したがって保険診療としての一部負担金を患者に求めることはできない。

問2 被災地の保険医療機関の医師等が、各避難所等を自発的に巡回し、診療を行った場合、保険診療として取り扱うのか。

(答)保険診療として取り扱うことはできない。
(災害救助法の適用となる医療については、県市町村に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、県市町村に確認されたい。)

問3 被災地の保険医療機関の医師等が各避難所等を自発的に巡回し診療を行っている際に、訪れた避難所等において偶然、普段外来にて診療している患者の診察、処方等を行った場合は、保険診療として取り扱うのか。

(答)保険診療として取り扱うことはできない。
(災害救助法の適用となる医療については、県市町村に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、県市町村に確認されたい。)

問4 避難所や救護所等において診察を受けて発行された処方箋による調剤は、どのような取扱いになるか。

(答)保険調剤として取り扱うことはできない。
(災害救助法の適用となる医療については、県市町村に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、県市町村に確認されたい。)

問5 保険診療による処方箋とはどのように区別したらよいか。

(答)災害により避難所や救護所等において発行された処方箋については、当該処方箋に「災」と記されている場合もあるが、災害救助法の適用が明らかな場合は保険診療としては取り扱われないので、処方箋の交付を受けた場所を患者に確認するなど留意されたい。

問6 被災地の保険医療機関の医師等が、避難所に居住する疾病、傷病のために通院による療養が困難な患者に対して、当該患者が避難所にある程度継続して居住している場合に、定期的な診療が必要と判断され、患者の同意を得て継続的に避難所を訪問して診察を行った場合に、訪問診療料(歯科診療にあつては、歯科訪問診療料)は算定できるか。

(答)算定できる。
なお、疾病、傷病から通院による療養が可能と判断される患者に対して訪問診療料(歯科訪問診療料)は算定できない。

問7 問6において、同じ避難所等に居住する複数人に同一日に訪問診療を行う場合、「同一建物居住者」の取扱いとするか、「同一建物居住者以外」の取扱いとするか。同様に同じ避難所等に居住する複数人に同一日に同じ訪問看護ステーションから訪問看護を行う場合はどうか。

(答)いずれも、同一建物居住者の取扱いとする。
なお、医科の場合にあつては、避難所等において、同一世帯の複数の患者に診察をした場合は、「同一建物居住者」の取扱いではなく、1人目は「同一建物居住者以外の場合」を算定し、2人目以降の患者については、初診料又は再診料若しくは外来診療料及び特掲診療料のみを算定すること。

また、歯科の場合にあつては、同一日に診療を行う人数により、歯科訪問診療1(1人のみの場合)、歯科訪問診療2(2人以上9人以下の場合)又は歯科訪問診療3(10人以上の場合)のいずれかにより算定する。

【問8～問13：略】

問14 被災地の保険医療機関において、通常外来診察を行っている患者に訪問診療を行った場合に、訪問診療料(歯科診療にあつては、歯科訪問診療料)は算定できるか。

(答)居宅で療養を行っており、疾病、傷病のために通院による療養が困難なものに対しては訪問診療料(歯科訪問診療料)を算定できるが、疾病、傷病から通院による療養が可能と判断されるものに対しては、訪問診療料(歯科訪問診療料)の算定はできない。(通常の訪問診療料等の規定のとおり)

問15 問6、7及び14に関し、保険薬剤師が避難所又は居宅を訪問し、薬学的管理及び指導を行った場合、在宅患者訪問薬剤管理指導料は算定できるか。

(答)医師の指示に基づき実施した場合は算定できる。ただし、疾病、傷病から通院による療養が可能と判断される患者に対しては算定できない。

なお、同じ避難所等に居住する複数人に対して同一日に在宅患者訪問薬剤管理指導を行う場合は「同一建物居住者の場合」の取扱いとするが、同一世帯の複数の患者が避難所等に同居している場合には、1 人目は「同一建物居住者以外の場合」を算定し、2 人目以降の患者については、「同一建物居住者の場合」を算定する。

【問16：略】

問17 被災地の保険薬局において、現地での医薬品の供給不足により、調剤に必要な医薬品の在庫が逼迫している場合等やむを得ない場合には、分割調剤により対応することは可能か。この場合、保険薬局の判断で分割調剤を行うことは可能か。

(答)被災地での医薬品の流通状況等に応じて、分割指示のない処方箋であっても、処方医へ迅速に疑義照会を行うことが難しい場合には、保険薬局の判断で分割調剤を行い、事後に報告することは差し支えない。

【問18～問27：略】

③令和6年能登半島地震に伴う災害の被災者に係る保険医療機関等における一部負担金等の取扱いについて

令和6年1月11日 事務連絡

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

令和6年能登半島地震に伴う災害の被災に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関等、被保険者及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願いしたい。なお、周知に当たっては参考資料の「医療機関・薬局向けリーフレット」及び「患者向けリーフレット」を各保険医療機関、避難所等に配布いただき、特に「患者向けリーフレット」については、院内掲示、窓口での配布等を促していただきたい。

記

1に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第4条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第5条及び指定訪問看護の事

業の人員及び運営に関する基準(平成 12 年厚生省令第 80 号)第 13 条の規定による一部負担金等の支払いを受けることを、2に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。)については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 以下に掲げる被保険者又は被扶養者であること。

- ① 別紙1に掲げる市町村の国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第5条の被保険者(市町村国保の被保険者)
- ② 別紙1に掲げる後期高齢者医療広域連合の被保険者であって、令和6年能登半島地震に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者
- ③ 別紙2に掲げる健康保険組合又は国民健康保険組合若しくは全国健康保険協会の被保険者又は被扶養者であって、令和6年能登半島地震に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者(被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。)

(2) 令和6年能登半島地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合

④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨

⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和6年4月末までの診療、調剤及び訪問看護(取扱いの期間は、今後の状況によって延長する可能性がある。)

3 医療機関等における確認等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等を提示できない場合には、

- ① 健康保険法又は船員保険法の被保険者又は被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者である場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)を診療録等に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて 10 割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成 25 年1月 24 日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求

の取扱いについて」(別添)に準じて取り扱われたい。

ただし、当該事務連絡の2の適用については、審査支払機関へのレセプト提出にあたって、紙レセプトを原則とはせず、通常と同様の形式(電子レセプト又は紙レセプト)による請求とすること。

【別紙1、別紙2及び別添：略】

④平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う医薬品の長期処方、自粛及び分割調剤の考慮について

平成23年3月17日 事務連絡

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成23年3月11日の平成23年東北地方太平洋沖地震及び同月12日の長野県北部の地震により、製薬会社の医療用医薬品(以下「医薬品」という。)の生産設備等に被害を受けたところがあり、一部医薬品について、現時点で生産が中止されているものがあります。

このような状況下、医薬品の長期処方、又はそれに伴う調剤が行われることにより、一時的に被災地域に必要な医薬品が供給されなくなる懸念があります。

については、被災地域への医薬品供給を優先し、被災された方々が必要な医療を受けられるよう、被災地域以外の保険医療機関及び保険薬局においては、患者への最適な医療を確保しつつも、当面、医薬品の長期処方、自粛あるいは分割調剤の考慮など、必要最小限の最適な処方・調剤を行うよう貴管下の保険医療機関及び保険薬局に対し、周知をお願いします。

⑤令和6年能登半島地震における医師等の保健医療従事者の派遣及び薬局における調剤に係る費用の取扱いについて 令和6年1月11日 事務連絡

各 都道府県
保健所設置市
特別区 医務主管課
衛生主管課

各都道府県・政令市精神保健福祉主管課 御中
各都道府県災害救助担当主管課

厚生労働省大臣官房厚生科学課
医政局
健康・生活衛生局
医薬局
社会・援護局障害保健福祉部

医師等の保健医療従事者の派遣及び薬局における調剤に係る費用の取扱いについては、今般、改めて派遣医師等に係る費用の取扱いを以下のとおり整理したので、管内市町村、関係団体、医療機関及び薬局等に周知されますようお願いいたします。

なお、以下については内閣府(防災担当)に協議済みであることを申し添えます。

第1 医師等の保健医療従事者の派遣に係る費用の取扱い

1 救護班としての活動

被災県知事の要請を受けて災害救助法に規定する医療を行う救護班として活動する場合に要する費用の取扱いは下記のとおりとします。

(1)費用支弁対象について

ア 人件費

救護班としての活動に要する人件費は、災害救助費の賃金職員等雇上医務主管課衛生主管課費(実費)として、災害救助法の規定に基づき支弁されます(独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立高度専門医療研究センタ

一、公立病院、地方自治体及び日本赤十字社の現職の有給職員については超過勤務手当のみ対象。).

イ 旅費等

救護班の派遣に要する旅費(被災県内等で移動に要した費用を含む)及び宿泊費(実費)は、災害救助費から支弁されます。

ウ 薬剤費等

救護班が使用した薬剤、治療材料及び破損した医療機器の修繕に要した費用(実費)は、災害救助費から支弁されます。

エ ドクターヘリ運航経費

被災県以外の都道府県から被災県に出動したドクターヘリの運航経費(パイロット・整備士の人件費、燃料費等)は、ドクターヘリ導入促進事業の委託料金に準じて、災害救助費から支弁されます。

(2) 支給・精算の方法について

災害救助法に基づき、救護班の派遣後に、派遣元の医療機関等(以下「派遣元機関」という。)が、その所在する都道府県(以下「派遣元都道府県」という。)を通じ、被災県に対して請求し、精算することとなります。

この場合、派遣元都道府県に対しては、派遣元機関が直接、あるいは都道府県単位の団体等を通じて請求を行うなど、適宜の方法で行ってください。

なお、災害救助費の求償は都道府県間で行われることとなるため、可能であれば、派遣元都道府県において、立替負担をしていただくほか、精算に関しても、派遣元都道府県において一括して被災県との協議を行う等、派遣元機関の過度な負担とならないよう、特段の配慮をお願いいたします。

また、派遣の実態に応じて、例えば都道府県単位または全国単位の団体等が、所在地の都道府県知事の要請がなく、被災県

知事からの直接の要請により活動を行った場合にも、所在地の都道府県知事を通じ、被災県に対して請求し、精算することが可能です。

(3) 災害救助法による対象期間について

対象期間の取扱いについては、災害発生から医療機関等が被災から回復するまでの間となります。具体的な期間については、個別に被災県と御相談ください。

(4) その他

薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、管理栄養士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士、食品衛生監視員、医療又は避難所での活動を行う者等が、被災県知事の要請を受けて、医師、歯科医師に同行せず、心のケア、健康管理、服薬指導等の活動を行う場合、医師等が、被災県知事の要請を受けて、感染症対策を行う場合にも、(1)から(3)までと同様の取扱いとします。

2 医療機関等への派遣

(1) 費用支弁対象について

ア 人件費

医師等の派遣先の医療機関等(以下「派遣先機関」という。)において、保険診療として診療を行った場合には、当該診療に要する費用は診療報酬として当該派遣先機関に対して支払われます。なお、派遣元機関と派遣先機関との個別の調整により、必要な費用の支払いを妨げるものではありません。

イ 旅費等

被災県知事の要請を受けて医師等が派遣先機関に派遣される場合には、医師等の派遣に要する旅費及び宿泊費(実費)は、災害救助費から支弁されます。

(2) 支給・精算の方法について

保険診療として診療を行った場合の派遣職員の人件費の金額、精算方法等については、派遣先機関と派遣元機関との協議により、決定することとなります。

災害救助法に基づき旅費及び宿泊費(実費)が支弁される場合には、その支給・精算の方法については、1(2)の取扱いによります。

(3) 災害救助法による対象期間について

対象期間の取扱いについては、災害発生から医療機関等が被災から回復するまでの間となりますので、具体的な期間については、個別に被災県と御相談ください。

3 留意点

派遣された医師等が、医療機関において、通常の保険診療ではなく実質的に応急救護を実施していると認められる場合など、上記1又は2のどちらに該当するのか不明確な場合にも、災害救助法に基づき費用が支弁される可能性がありますので、派遣元都道府県等と派遣元機関間で適宜御相談ください。

第2 薬局における調剤に係る費用の取扱い

救護班が所持している薬剤が不足している場合等に、救護所など保険医療機関以外で交付され、通常の診療報酬による支払いの対象とならない処方箋(以下「災害処方箋」という。)が地域の薬局に持ち込まれ、調剤がなされた場合に要する費用の取扱いは下記のとおりとします。なお、災害救助法に規定する医療を行う際には、被災者に現物をもって薬剤を提供し、救護班が所持している薬剤が不足している場合等にも、患者に交付した災害処方箋に基づき、救護所内の調剤所で調剤することが原則とされていることに御留意ください。

(1) 費用支弁対象について

ア 労務費

薬局において災害処方箋に基づく調剤を行った際の労務費については、災害救助費の賃金職員等雇上費(実費)として、災害救助法の規定に基づき支弁されます。この際、薬局においては、災害処方箋が持ち込まれた場合にのみ労務が生じることから、災害に際しての応急救護の実施主体である被災都道府県は、地域の実情に応じて関係団体との協議等により、例えば、当該災害処方箋1枚当たりの労務費を規定するなど、その必要となる労務費額を設定してください。なお、その設定にあたっては、1日の総支払額が救護班の薬剤師に対する人件費を超えないように御留意ください。

イ 薬剤費等

災害処方箋に基づく調剤のために使用した薬剤等は、災害救助費から支弁されます。

(2) 支給・精算の方法について

災害救助法による災害救助費は、薬局において災害処方箋に基づく調剤の実施後に、被災県に対して請求し、精算することとなります。

この場合、派遣元都道府県に対しては、派遣元機関が直接、あるいは都道府県単位の団体等を通じて請求を行うなど、適宜の方法で行ってください。

なお、災害救助費の求償は都道府県間で行われることとなるため、可能であれば、派遣元都道府県において、立替負担をしていただくほか、精算に関しても、派遣元都道府県において一括して被災県との協議を行う等、派遣元機関の過度な負担とならないよう、特段の配慮をお願いいたします。

(3) 災害救助法による対象期間について

対象期間の取扱いについては、災害発生から医療機関等が被災から回復するまでの間となります。具体的な期間については、個別に被災県と御相談ください。

⑥令和6年能登半島地震による災害に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて

令和6年1月2日 事務連絡

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部(局)
薬務主管課御中

厚生労働省医薬局総務課
厚生労働省医薬局医療機器審査管理課
厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

令和6年能登半島地震による災害に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「施行規則」という。)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)、覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)、薬剤師法(昭和35年法律第146号)及び薬剤師法施行規則(昭和36年厚生省令第5号)に係る取扱いについて、下記のとおりまとめましたので、お知らせします。

なお、これらの取扱いについては、被災地の医薬品、医療機器及び再生医療等製品(以下「医薬品等」という。)を確保するための一時的なものである旨、御留意願います。

記

1 薬局開設の許可、医薬品の販売業の許可、高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可、管理医療機器販売業又は貸与業の届出(法第4条、第24条、第39条及び第39条の3)

薬局等の許可等薬局開設の許可、医薬品の販売業の許可、高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可を受けている又は管理医療機器販売業又は貸与業の届出を行っている店舗等(以下「薬局等」という。)が、令和6年能登半島地震による災害により被災し、当該薬局等で業務を行うことができない場合、当該薬局等の復旧見込みがあつて、地域における医薬品供給等の対応を行う上で一時的に当該薬局等と近接する建物等に仮設の薬局又は店舗等(以下「仮設店舗」という。)を設置し、当該薬局等に係る業務を行うことは、所在地の都道府県知事等の判断により、薬局等の業務について保健衛生上支障を生じない範囲において認められること。

この場合、仮設店舗について薬局等の開設等の許可を新規に受けることは不要であり、別紙参考様式により一時的に仮設店舗で業務を行う旨、復旧に要する期間等について薬局等の開設者等に届け出させること。

なお、届出時期については、仮設店舗で業務を開始する前を原則とするが、状況を勘案し、業務開始後、速やかに届け出させることもやむを得ないこと。

2 管理者(法第7条、第28条及び第39条の2)

薬局等の管理者が令和6年能登半島地震による災害の被災地に赴いて調剤等に従事する場合において、当該薬局等の開設者が、必要に応じて管理者以外の業務に従事する薬剤師等のうちから代行者を指定するとともに、薬局等の業務に係る責任を明確にするときは、当該薬局等における業務の継続に当たり、管理者の変更手続きを省略して差し支えないこと。

この場合、管理者が管理義務のある薬局等とは別の場所で調剤等の薬事に関する実務を行うことになるが、都道府県知事等に

よる兼務許可がなくても、薬局等の開設者等において管理者が被災地で業務を行った場所、期間等を記録しておくことで差し支えないこと。

3 薬局、医薬品の販売業の届出(法第 10 条及び第 38 条並びに施行規則第 16 条)

令和6年能登半島地震による災害により、一時的に薬局又は医薬品の販売業の営業時間を変更する場合や薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たりの勤務時間数を変更する場合は、変更の届出を省略して差し支えないこと。

この場合、薬局等の開設者等は当該変更事項がわかるように記録等を残しておくこと。

4 処方箋医薬品(法第 49 条)

令和6年能登半島地震による災害の被災地の患者に対する処方箋医薬品の取扱いについては、「薬局医薬品の取扱いについて」(平成26年3月18日付け薬食発第 0318 第4号厚生労働省医薬食品局長通知)の第1の1の(2)①に示したとおり、法第 49 条第1項の規定における「正当な理由」に該当し、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、患者に対し、必要な処方箋医薬品を販売又は授与することが可能であること。

なお、薬剤服用歴、お薬手帳及びマイナンバーカード等を活用し、患者の服薬情報を確認するよう、努めること。

(参考)

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)

(処方箋医薬品の販売)

第四十九条 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医師、歯科医師又は獣医師から処方せんの交付を受けた者以外の者に対して、**正当な理由なく、厚生労働大臣の指定する**

医薬品を販売し、又は授与してはならない。
ただし、薬剤師等に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

○「薬局医薬品の取扱いについて」(平成26年3月18日付薬食発第 0318 第4号厚生労働省医薬食品局長通知)

第1 処方箋に基づく販売

1. 処方箋医薬品について

(1) 原則

薬局医薬品のうち、処方箋医薬品については、薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者(以下「薬剤師等」という。)が業務の用に供する目的で当該処方箋医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合に販売(授与を含む。以下同じ。)する場合を除き、新法第49条第1項の規定に基づき、医師等からの処方箋の交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、販売を行ってはならない。

なお、正当な理由なく、医師等からの処方箋の交付を受けた者以外の者に対して処方箋医薬品を販売した場合については、罰則が設けられている。

(2) 正当な理由について

新法第 49 条第1項に規定する正当な理由とは、次に掲げる場合によるものであり、この場合においては、医師等の処方箋なしに販売を行っても差し支えない。

① 大規模災害時等において、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合に、患者(現に患者の看護に当たっている者を含む。)に対し、必要な処方箋医薬品を販売する場合

5 医薬品等の融通(法第 24 条、第 39 条、第 40 条の5)

今般のような大規模な災害で通常の医薬品等の供給ルートに支障を来し、需給が逼迫する場合に、病院、診療所、薬局又は地方公共団体の間で医薬品等を融通することは、差し支えないこと。

6 医療用麻薬を必要とする患者に対して(麻薬及び向精神薬取締法第 24 条、第 27 条)

被災地の患者が麻薬施用者である医師への受診が困難な場合及び麻薬施用者である医師等から麻薬及び向精神薬取締法第 27 条に規定する麻薬処方箋の交付を受けることが困難な場合においては、麻薬小売業者等は、当該患者の症状等について麻薬施用者である医師へ連絡し、当該患者に対する医療用麻薬の施用の指示が確認できる場合において、必要な医療用麻薬を施用のため交付することは差し支えないこと。

7 医薬品である覚醒剤原料を必要とする患者に対して(覚醒剤取締法第 30 条の9)

被災地の患者が医師への受診が困難な場合及び医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、覚醒剤原料取扱者である薬局等は、当該患者の症状等について医師へ連絡し、当該患者に対する医薬品である覚醒剤原料の施用の指示が確認できる場合において、必要な医薬品である覚醒剤原料を施用のため交付することは差し支えないこと。

8 向精神薬を必要とする患者に対して(麻薬及び向精神薬取締法第 50 条の 16、第 50 条の 17)

被災地の患者が医師への受診が困難な場合及び医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、向精神薬小売業者等は、当該患者の症状等について医師等へ連絡し、当該患者に対する向精神薬の施用の指示が確認できる場合のほか、医師等からの事前の包括的な施用の指示(例えば、被災者の患者の持参する薬袋等から常用する向精神薬の薬剤名及び用法・用量が確認できる場合に、当該向精神薬を必要な限度で提供することについて事前に医師等に了承を得ている場合等)が確認できる場合において、必要な向精神薬を施用のため交付することは差し支えないこと。

9 交付した医療用麻薬等の記録について(麻薬及び向精神薬取締法第 38 条、第 39 条、第 50 条の 23、覚醒剤取締法第 30 条の 17)

6から8までの場合において、譲り渡した医療用麻薬等の品名、数量及び譲渡先(譲り受けた患者の氏名や、その者が特定可能な個人情報等)について記録し、連絡を取った医師等に報告すること。

10 その他(薬剤師法第 22 条、薬剤師法施行規則第 13 条の3第1号)

薬剤師法第 22 条及び薬剤師法施行規則第 13 条の3第1号に規定しているとおり、被災地において、薬剤師が薬局で調剤できない場合、薬局以外の地方自治体の設置する避難所内の調剤所等で、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤しても差し支えないこと。

【別紙：略】

⑦平成23年東北地方太平洋沖地震の被災に伴う薬事法等の取扱いについて

平成23年3月24日 薬食総発0324第1号
薬食機発0324第1号

各 { 都 道 府 県
保健所設置市 } 衛生主管部(局)長 殿
特 別 区 }

厚生労働省医薬食品局総務課長
厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震の被災に伴う薬事法(昭和 35 年法律第 145 号)、薬事法施行規則(昭和 36 年厚生省令第 1 号。以下「厚生労働省令」という。)及び薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和 39 年厚生省令第 3 号。以下「体制省令」という。)の取扱いについて、下記のとおりまとめまし

たのでお知らせいたします。これらの取扱いについては被災地の医療提供体制を確保するための一時的なものであるので、通常の手続きを行うことが可能となった場合は、速やかに通常定められた手続きが行われるよう取扱いをお願いいたします。

記

1 東北地方太平洋沖地震による患者に対応するため、一時的に、薬局又は医薬品の販売業の営業時間を変更する場合や薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者(以下「薬剤師等」という。)の数等を変更する場合には、変更の届出は省略して差し支えないこと。(薬事法第 10 条、第 38 条及び厚生労働省令第16条関係)

2 東北地方太平洋沖地震により薬剤師等が被災したこと又は被災地を通行できないことによって勤務できない場合には、当面の間、当該薬剤師等を体制省令における勤務している薬剤師等として取り扱って差し支えないこと。(体制省令第1条及び第2条関係)

3 東北地方太平洋沖地震により、一時的に、当該被災地内で従事するため、薬局開設者、医薬品の販売業者、高度管理医療機器、特定保守管理医療機器若しくは管理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者が、休止の届出を行うことができないときは、当該届出を省略して差し支えないこと。なお、この場合において、薬局の管理者の兼務に係る都道府県知事の許可は不要として差し支えない。(薬事法第7条第3項、第 10 条、第 38 条及び第 40 条関係)

⑧令和6年能登半島地震に伴う診療録等の文書の保存に係る取扱いについて
令和6年1月18日 事務連絡

各
〔都道府県医務主管課
都道府県薬務主管課
地方厚生(支)局医療課
地方厚生(支)局医事課〕
御中

厚生労働省医政局、医薬局、保険局

平素より厚生労働行政にご理解、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、令和6年能登半島地震により、別紙に掲げる文書が滅失した場合の取扱いについては、別添「文書保存に係る取扱いについて(医療分野)」における取扱いと同様とするので、貴課におかれてはこれを御了知いただくとともに、必要に応じ、管下の市区町村、関係機関、関係団体及び医療機関等への周知をお願いいたします。

なお、滅失した文書の有無の確認や、本事務連絡に基づく対応については、直ちに実施を求めるものではなく、医療機関等の復旧作業に着手可能な状況になった段階で実施することとして差し支えないことを申し添えます。

(別紙)

- ① 医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 24 条の診療録
- ② 歯科医師法(昭和 23 年法律第 202 号)第 23 条の診療録
- ③ 保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号)第 42 条の助産録
- ④ 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 21 条第 1 項第 9 号、第 22 条第 2 号及び第 22 条の 2 第 3 号の診療に関する諸記録、第 22 条の 3 第 3 号の診療及び臨床研究に関する諸記録並びに第 22 条第 3 号、第 22 条の 2 第 4 号及び第 22 条の 3 第 4 号の病院の管理及び運営に関する諸記録
- ⑤ 医療法第 46 条第 2 項の財産目録、第 51 条の 4 第 1 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)に規定されている書類、同条第 2 項(同条第 4 項において読み

替えて準用する場合を含む。)に規定されている書類、同条第3項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定されている書類

- ⑥ 医療法第46条の3の6において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)第57条第2項に規定されている議事録及び同条第3項に規定されている議事録の写し、第46条の4の7において準用する法人法第193条第2項に規定されている議事録及び同条第3項に規定されている議事録の写し、第46条の7の2第1項において準用する法人法第97条第1項に規定されている議事録、第50条の2第2項に規定されている会計帳簿等、第54条の7において読み替えて準用する会社法(平成17年法律第86号)第684条第1項に規定されている社会医療法人債原簿及び会社法第731条第2項に規定されている議事録並びに第58条の3第2項(第59条の2において準用する場合を含む。)及び同法第60条の4第2項(第61条の3において準用する場合を含む。)に規定されている書類
- ⑦ 覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)第18条第1項の譲渡証、第28条第1項の帳簿、第30条の10第1項の譲渡証
- ⑧ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第32条第1項の譲渡証、第38条第1項及び第39条第1項の帳簿並びに第50条の23第2項の記録
- ⑨ 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第19条の指示書
- ⑩ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第46条第1項の毒薬及び劇薬の譲渡に係る文書、第49条第2項の処方せん医薬品の販売等に係る帳簿、第68条の7第3項及び第4項の再生医療等製品に関する記録並びに第68条の22第3項及び第4項の特定生物由来製品に関する記録

- ⑪ 薬剤師法(昭和35年法律第146号)第27条の処方せん及び第28条の調剤録
- ⑫ 外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和62年法律第29号)第11条の診療録、第12条の助産録、第14条の救急救命処置録及び第15条の指示書
- ⑬ 救急救命士法(平成3年法律第36号)第46条の救急救命処置録
- ⑭ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)第16条第1項の再生医療等に関する記録及び第45条の特定細胞加工物の製造に関する記録
- ⑮ 臨床研究法(平成29年法律第16号)第12条の記録
- ⑯ 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の21及び第30条の22第1項の記録並びに第30条の23第1項から第3項までの帳簿
- ⑰ 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第9条の診療録等
- ⑱ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第6条の調剤録及び処方せん
- ⑲ 臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年厚生省令第24号)第12条の3の書類
- ⑳ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第13条の薬局の管理に関する帳簿、第14条の医薬品の購入等に関する記録、第145条の店舗の管理に関する帳簿、第146条の医薬品の購入等に関する記録、第149条の4の区域の管理に関する帳簿、第149条の5の医薬品の購入等に関する記録、第158条の3の営業所の管理に関する帳簿、第158条の4の医薬品の購入等に関する記録
- ㉑ 歯科衛生士法施行規則(平成元年厚生省令第46号)第18条の歯科衛生士の業務記録

- ② 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 9 年厚生省令第 28 号)第 26 条の 12、第 34 条及び第 41 条第 2 項の記録
- ③ 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成 14 年厚生労働省令第 158 号)第 19 条の 2 の帳簿
- ④ 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 17 年厚生労働省令第 36 号)第 45 条、第 53 条及び第 61 条第 2 項の記録
- ⑤ 歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成 17 年厚生労働省令第 103 号)第 18 条の帳簿
- ⑥ 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 26 年厚生労働省令第 89 号)第 45 条、第 53 条及び第 61 条第 2 項の記録
- ⑦ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成 26 年厚生労働省令第 110 号)第 7 条第 8 号の記録、第 14 条第 2 項の記録、第 26 条の 13 第 1 項及び第 2 項の記録、第 34 条第 3 項から第 5 項までにおいて保存を求める再生医療等提供計画、書類、文書及び記録、第 67 条第 1 項の帳簿、第 71 条第 1 項の記録並びに同条第 2 項及び第 3 項において保存を求める再生医療等提供計画、書類、文書の写し、申請書の写し、申請書の添付書類、審査等業務に関する規程及び委員名簿並びに第 4 章に規定する文書及び記録
- ⑧ 臨床研究法施行規則(平成 30 年厚生労働省令第 17 号)第 37 条第 1 項及び同条第 2 項の記録、第 51 条第 2 項の記録、第 53 条第 2 項各号に掲げる書類及び記録並びに同条第 3 項の記録、第 62 条第 1 項の記録、第 83 条第 1 項の帳簿並びに第 85 条第 1 項の記録、同条第 2 項及び第 3 項の申請書の写し、申請書の添付書類、業務規程及び委員名簿

【別添：略※】

※ 本事務連絡の「別添」は、次に掲載する「⑨文書保存に係る取扱いについて(医療分野) 平成23年3月31日 事務連絡」と同一

⑨文書保存に係る取扱いについて(医療分野) 平成23年3月31日 事務連絡

各 { 都道府県医務主管課
都道府県薬務主管課
地方厚生(支)局医療課
地方厚生(支)局医事課 } 御中

厚生労働省医 政 局
医 薬・生活衛生局
保 険 局

今般の東北地方太平洋沖地震の発生に伴う建物の破損等により、関係法令において診療を行った際に作成し、一定期間保存すべきとされている文書等が失われた事例が想定される。

こうした事例については以下のとおり取り扱うこととするので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知方お願いする。

なお、滅失した文書の有無の確認及び本事務連絡に基づく対応については、直ちに実施することを求めるものではなく、医療機関等の復旧作業に着手可能な状況になった段階で実施することとして差し支えないことを申し添える。

記

1. 震災により診療録等を滅失した場合の取扱い

(1) 別紙に掲げる文書(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 16 年法律第 149 号)等に基づき書面に代えて電磁的記録により保存を行うことができることとされ

ている文書については電磁的記録を含む。以下「診療録等」という。)については、関係法令に基づき、医療機関等における保存が義務づけられている。

診療録等について、医療機関等において適切な管理の下保存していたにもかかわらず、今般の震災によりやむを得ず滅失した場合(電磁的記録により保存を行っている医療機関等にあつては電磁的記録の出力が不可能となった場合を含む。以下同じ。)には、関係法令に基づく保存義務違反には当たらないものと解すること。

なお、診療録等の一部に限り滅失した場合には、滅失していない部分について、引き続き、関係法令に基づき、適切に保存を行うこと。

また、別紙⑤の文書については、当該文書の全部又は一部を滅失した場合、医療法人は、滅失した文書の写しを都道府県又は厚生労働省から取り寄せ、保存すること。ただし、今般の震災により都道府県又は厚生労働省においてやむを得ず当該写しを滅失した場合にあつてはこの限りでないこと。

- (2) 診療録等の全部又は一部を滅失した場合、医療機関等は、保存を行っていた場所、滅失した理由、滅失した文書の名称(一部を滅失した場合にはその範囲を含む。)等を記録した文書を作成し、保存すること。
- (3) 電磁的記録の出力が不可能となった磁気ディスク等については、個人情報の流出等の疑いが生じることのないよう留意の上、廃棄すること。
- (4) 診療録等のうち、患者の身体状況、病状、治療等について作成された文書を滅失した場合は、医療法第1条の4第2項や「診療情報の提供等に関する指針」(平成15年9月12日付け医政発第0912001号厚生労働省医政局長通知の別添)の趣

旨を踏まえ、患者が来診した際にその旨を適切に説明するなど、医療従事者等と患者等との信頼関係の構築に向けて取り組むよう努めること。

2. 診療録等の保存場所に係る取扱い

医療機関等の中には、「診療録等の保存を行う場所について」(平成14年医政発第0329003号・保発第0329001号厚生労働省医政局長・保険局長連名通知)において示された基準(以下「外部保存基準」という。)に従って、診療録等の外部保存(作成した医療機関等以外の場所における保存をいう。以下同じ。)を行っている施設もあるものと考えられる。

今般の震災に伴い、建物の破損等により、医療機関等において診療録等の保存を行う場所の確保、又は、外部保存基準を満たす施設の確保が困難となった場合には、以下の基準を満たした上で診療録等の外部保存(電気通信回線を通じて行うものを除く。)を行って差し支えないこと。ただし、医療機関等において診療録等の保存を行う場所の確保、又は、外部保存基準を満たす施設の確保が可能となった場合には、速やかに保存場所を変更すること。

なお、電気通信回線を通じて行う診療録等の外部保存については、通常どおり、外部保存基準を満たす必要があること。

- (1) 診療録等が診療の用に供するものであることにかんがみ、必要に応じて利用できる体制を確保しておくこと。
- (2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等を遵守する等により、患者のプライバシー保護に十分留意し、個人情報の保護が担保されること。
- (3) 外部保存は、診療録等の保存の義務を有する医療機関等の責任において行うこと。

また、事故等が発生した場合における責任の所在を明確にしておくこと。

【別紙：略】

⑩卸売販売業者が医療救護所等へ医薬品を販売することの可否について
(疑義照会)

平成24年12月17日 福保健薬第2895号

厚生労働省医薬食品局総務課長 殿

東京都福祉保健局健康安全部長

平素より、東京都の薬事行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件について、下記のとおり疑義が生じたため、照会いたします。

記

【照会内容】

医療救護所、避難所及びそれらへ医薬品を供給する医薬品集積所を設置する国、都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。)(以下「救護所等を設置する国等」という。)は、薬事法第25条第3号に規定する「その他厚生労働省令で定める者」に該当し、救護所等を設置する国等に対して、卸売販売業者が医薬品を販売し、又は授与することができるかと解するが、いかがか。

⑪卸売販売業者が医療救護所等へ医薬品を販売することの可否について
(回答)

平成24年12月20日 薬食発第1220第2号

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長

平成24年12月17日付けで照会のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

貴見とおり。

⑫平成28年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬及び向精神薬の取扱いについて

平成28年4月20日 事務連絡

各都道府県衛生主管部(局) 御中

地方厚生(支)局麻薬取締部(支所) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

今般の地震による被災地の処方箋医薬品の取扱いについては、平成28年4月19日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡「平成28年熊本地震における処方箋医薬品の取扱いについて」により取り扱われているところですが、医療用麻薬及び向精神薬の取扱いについては、下記のとおりとなりますので、被災地においてこれらが必要とする者への供給に支障のないよう、貴管下の関係者に周知してください。

なお、本事務連絡は、麻薬小売業者による医療用麻薬の提供及び向精神薬小売業者による向精神薬の提供に関する見解を示したものです。

記

1. 医療用麻薬を必要とする患者に対して

被災地の患者が麻薬施用者である医師への受診が困難な場合及び麻薬施用者である医師等から麻薬及び向精神薬取締法第27条に規定する麻薬処方箋の交付を受けることが困難な場合においては、麻薬小売業者等は、当該患者の症状等について麻薬施用者である医師へ連絡し、当該患者に対する医療用麻薬の施用の指示が確認できる場合において、必要な医療用麻薬を施用のため交付することができます。

2. 向精神薬を必要とする患者に対して

被災地の患者が医師への受診が困難な場合及び医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、向精神薬小売業者等は、当該患者の症状等について医師等へ連絡し、当該患者に対する向精神薬の施用の指示が確認できる場合のほか、医師等からの事前の包括的な施用の指示(例えば、被災者の患者の持参する薬袋等から常用する向精神薬の薬剤名及び用法・用量が確認できる場合に、当該向精神薬を必要な限度で提供することについて事前に医師等に了承を得ている場合等)が確認できる場合において、必要な向精神薬を施用のため交付することができます。

⑬令和6年能登半島地震における医療用麻薬の移動の取扱いについて (医療機関及び薬局への周知依頼)

令和6年1月4日 事務連絡

各都道府県衛生主管部(局) 御中
地方厚生(支)局麻薬取締部(支所) 御中

厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課

今般の地震による被災地の医療用麻薬の移動の取扱いについては、被災各県において、医療用麻薬の需給が逼迫している状況に鑑み、必要な医療用麻薬の供給を早期に確保する観点から、被災県内での麻薬診療施設の開設者又は麻薬小売業者からの譲渡の取扱いにつきましては、下記の手順に従い取り扱うこととしますので、被災地における医療用麻薬を必要とする者への供給に支障なきよう、貴管下の関係者に周知してください。

なお、本事務連絡における取扱いの終了期限については、今後、被災地の状況を把握した上で、別途通知します。

記

(1)麻薬小売業者及び麻薬診療施設の開設者は、保有する麻薬の譲渡を行おうとする場合において、その所在地を管轄する地方厚生局麻薬取締部宛てに譲渡する医療用麻薬の名称、数量及び譲渡先について電話連絡をしてください。

(2)譲渡後、麻薬診療施設の開設者にあつては、麻薬及び向精神薬取締法第 24 条第 10 項、麻薬小売業者にあつては、同法第 24 条第 12 項第2号の規定に基づく医療用麻薬の譲渡許可申請書を地方厚生局麻薬取締部に提出してください。

⑭オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について

令和6年1月1日 事務連絡

社会保険診療報酬支払基金 } 御中
国民健康保険中央会 }

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省医薬局総務課

オンライン資格確認等システムの機能の1つである、災害等発生時における「オンライン資格確認等システム利用規約」第 21 条第2項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第 21 条第2項に基づく保険資格情報・医療情報の閲覧機能のアクティブ化範囲等については、「オンライン資格確認等システムにおける『緊急時医療情報・資格確認機能』をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」(令和5年1月 26 日付事務連絡)にてお示したところ、この具体的な適用範囲・期間について、下記のとおり対応をお願いいたします。

なお、今般の措置を講じるに当たり、医療機関・薬局において留意すべき点は別添のとおりです。対象地域の医療機関・薬局に

周知する際に、併せて記載等いただきますようお願いいたします。

記

○「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティビ化対象範囲・期間

範囲	富山県富山市（他 29 市町村 略） 福井県福井市（他 2 市 略）
期間	災害救助法の適用第一報から一週間（※）

※令和6年1月7日まで

【別添】医療情報を特例的に閲覧する場合に留意すべき点

○ 患者の薬剤情報・特定健診情報等及び処方情報・調剤情報（以下「医療情報」という。）を閲覧することは、患者に提供する医療サービスでの利用に限られます。利用目的外で患者の医療情報を閲覧することは認められません。なお、医療機関・薬局において医療情報を閲覧した際、オンライン資格確認等システムにログ（通信記録）が保管される仕組みとなっております。

○ 「オンライン資格確認等システム利用規約」第 21 条第2項及び「電子処方箋管理サービス利用規約」第 21 条第2項に基づく医療情報の閲覧を行うに当たっては、以下の方法で患者の特定を行ってください。詳細については、「オンライン資格確認等システム操作マニュアル（災害時医療情報閲覧編）」（https://www.iryohokenjyohoportalsite.jp/download/docs/manual_saigai.pdf）をご参照ください。

1. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握している場合
- (1) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (2) 資格確認端末から、当該患者の被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

2. 医療機関等が、当該患者の被保険者番号を把握していない場合

- (1) 患者から、医療情報を閲覧することについて口頭等で同意を取得する。
- (2) 当該患者の①氏名、②生年月日、③性別、④保険者名称又は患者の住所の一部を確認し、資格確認端末に入力。①～④の情報から、被保険者番号等を特定した上で、被保険者番号をキーに、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」に照会する。

※ なお、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合には、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 20 条第2項第2号に基づき、本人の同意は必要ありません。この場合は、患者が所持する身分証明証や家族から提供された情報をもとに本人を特定し、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」への照会を行ってください。

【参考：略】

⑮令和6年能登半島地震による災害の被災者に関する既往歴等の提供について 令和6年1月19日 事務連絡

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

令和6年能登半島地震により被災した国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加

入する被保険者におかれては、かかりつけ医等の医療機関等で診療を受けることができず、他の医療機関等において診療を受ける際に、当該被保険者に係る既往歴や薬剤情報を把握できない場合が想定されます。

現在、「令和6年能登半島地震にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化の延長等について(その6)」(令和6年1月16日付け厚生労働省保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課連名事務連絡)により、被災した一部地域において『緊急時医療情報・資格情報機能』がアクティブ化されており、当該機能を活用することで、患者の同意の下、マイナンバーカードが手元になくても、患者の4情報での検索により、患者の薬剤情報等を把握することができますので、ご活用ください。

他方、建物や通信機器の損壊等により、医療機関・薬局でオンライン資格確認等システムを利用できない場合も想定されることから、このたび石川県国民健康保険団体連合会(以下「石川県国保連」という。)においては、かかりつけ医等の医療機関等以外においても、被災した被保険者の罹患情報等を把握し、適切な医療を速やかに提供するため、医療機関等及び保険者等からの照会に応じ、石川県国保連が保有する、国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者の罹患情報等を提供する事業を実施することとなりました。ついては、事業の実施について貴管内関係者に対する周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、石川県国保連が当該事業を実施するに際しては、下記の点に留意することとしております。詳細につきましては、石川県国保連にお問合せ下さい。

記

1. 本人の同意

診療報酬明細書等に記載されている情報を第三者に提供されることについて同意が得られていることを、当該被保険者を診療している医師等を介して確認する等の方法により適切に確認すること。なお、個人情報保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)において、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要とされている。

2. 本人が閲覧しないことの確認

被災した被保険者本人が傷病名等を知ることによって診療上支障が生じる場合があることから、診療報酬明細書等については、被保険者本人が閲覧しないよう、診療を行う医師等に対して直接提供すること。

3. 照会への対応状況の記録

診療報酬明細書等の提供を受けた医療機関等の名称、医師名、年月日、提供情報の概要等について、記録すること。

⑯災害時に必要な医薬品等の確保について(周知)

令和5年11月8日 事務連絡

各都道府県

衛生主管部(局)薬務主管課 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

災害時における医薬品等の供給体制の整備について、日頃よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

災害時の医薬品等の供給の考え方については、阪神・淡路大震災の経験を基に作成した「大規模災害時の医薬品等供給システム検討会報告書」(平成8年1月厚生省大規模災害時の医薬品等供給システム検討会報告。以下「検討会報告書」という。)、東日本大震災の経験を基に作成した「東日本大震災対応録—経緯と教訓—」(平成23年7月医政局経済課作成。以下「対応録」という。))において、その基本的な考え方を示しております。

検討会報告書では、①外科系措置用、②急性疾患措置用、③慢性疾患措置用の医薬品等の需要が災害発生時から経過毎に見込まれると記載しており、医薬品等の事前の確保は主として外科系措置用の医薬品等(災害から3日程度の間に必要なもの)をすることとしております。

しかしながら、対応録に記載されており、災害の状況によっては急性疾患措置用及び慢性疾患措置用の医薬品等が想定より早い段階で必要となる場合があります。

こうしたことから、「災害時に必要な医薬品等の確保について(周知)」(平成30年3月9日付け事務連絡。以下「平成30年事務連絡」という。))において、災害時の医薬品等の確保に当たっては、地域的な要因等を踏まえつつ、急性疾患措置用及び慢性疾

患措置用の医薬品等についてもご配慮をお願いしているところです。

今般、趣旨をより明確化するため、

- ・ 検討会報告書本文において確保の配慮が必要としております糖尿病患者に対するインスリン製剤(接種に必要となる注射針等を含む。)
- ・ 平成30年事務連絡において趣旨を理解いただくようお願いしている抗てんかん薬につきましては、外科系措置用の医薬品等(災害から3日程度の間に必要なもの)と同様に取り扱っていただくよう、お願いいたします。

各都道府県におかれましては、引き続き、災害時に必要な医薬品等の確保にご尽力いただくようお願い申し上げます。

令和7年3月第2版発行

登録番号 (6) 252

災害時薬事活動ガイドライン（第2版）

編集・発行 東京都保健医療局健康安全部薬務課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03（5320）4511

印刷 正和商事株式会社
東京都新宿区中落合一丁目6番8号
電話 03（3952）2154



